

原議保存期間 30年
平成45年12月31日まで保存

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙生環発第10号、丙暴一発第6号、丙暴二発第8号
平成15年8月4日
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長

貸金業の規制等に関する法律等の一部改正に伴うヤミ金融対策の徹底強化について (通達)

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第136号。以下「改正法」という。新旧対照条文につき別添1。）が、8月1日に公布され、罰則の強化等の一部の規定は9月1日から、その余の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成16年1月1日の見込み）から、それぞれ施行されることとなった（改正法の施行期日一覧につき別添2）。

改正の背景、改正の内容及び今後ヤミ金融対策として推進すべき事項は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、これを踏まえてヤミ金融対策の徹底強化を図られたい。

なお、改正法案の国会審議に関し、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会において、それぞれ決議（別添3）がなされているので、その趣旨に配意されたい。

記

第1 改正の背景

近年、異常な高金利による金銭の貸付け、貸金業に係る無登録営業、悪質な取立て等のヤミ金融事犯による被害が深刻化している状況にかんがみ、暴力団員等を貸金業から排除するために登録要件を厳格化し、無登録業者等による悪質な取立てを防止するために行行為規制を強化し、刑罰による抑止力を高めるべく高金利罪等の法定刑の引上げを行うほか、貸金業の健全化を図るための貸金業務取扱主任者制度の創設、債務者の救済を図るための高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効化等を内容とする改正法が国会に提出され、今回成立したものである。

第2 改正の内容

別紙のとおり。

第3 今後ヤミ金融対策として推進すべき事項

1 専従取締体制の確立

各都道府県警察の実情に応じて、生活安全部門、暴力団対策部門を始めとする関係部門で集中取締本部を設置することによりヤミ金融事犯の専従取締体制を確立し、部門の枠を越えた情報収集の強化及び積極的な取締りに努めるなど、警察の総合力を発揮できる取締体制を構築すること。

2 徹底した取締りの実施

ヤミ金融事犯について広く情報収集を行い、末端被疑者の検挙のみで捜査を終結することなく、事犯の根源的な責任を有する者を検挙し、かつ、改正法を活用して重罰が科されるよう努めるほか、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）や課税通報制度を活用するなどして、犯罪収益のはく奪等にも努めること。

3 貸金業からの暴力団の排除の徹底

ヤミ金融が暴力団の大きな資金源となっていることにかんがみ、行政当局に対する警察の意見陳述規定を効果的に活用する等して、貸金業から暴力団を排除するとともに、ヤミ金融から暴力団に流入する資金を封圧すること。

4 被害者等からの相談・訴えへの適切な対応

被害者等からの相談・訴えに対しては、その心情に十分配意しつつ適切に対応の上、改正法を活用した積極的な事件化、警告その他被害防止上必要な措置を講じること。

5 関係機関・団体との連携の強化

ヤミ金融問題には刑事・民事等にまたがる多角的な取組みが必要不可欠であることから、行政当局、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との一層の連携強化を図り、関連情報の交換・集約、被害者への広報啓発活動、相談対応、違法広告物の撤去等について遺漏なきを期すこと。

6 合同・共同捜査の推進

ヤミ金融事犯の犯行が県境を越えて行われている実態にかんがみ、関係都道府県警察間の情報交換と合同・共同捜査の推進に配意すること。

7 警察職員に対する教養の実施

ヤミ金融事犯取締りにおいて警察の果たすべき役割の重要性にかんがみ、警察職員に対し、関係法令の概要、取締要領、相談への対応要領、取立現場での対応要領等についての指導教養を徹底し、ヤミ金融事犯への基本的な対応能力の向上及び情報関心の高揚を図ること。

改正の内容

第1 貸金業の登録要件の厳格化

1 趣旨

貸金業が、金銭債権の取立てにおける暴力団の威力の悪用等により、暴力団の大きな資金源となっているところ、暴力団を貸金業から排除するため、今回貸金業の登録拒否要件に暴力団排除条項を置くこととされたほか、一定の財産要件を設ける等の登録要件の厳格化がなされたものである。

2 概要

(1) 登録拒否要件の改正（貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下「貸金業法」という。）第6条第1項関係）

ア 過去における登録取消者及び一定の法令に係る犯歴者の登録拒否期間を現在の3年から5年に延長すること。

イ 現行の登録拒否事由に加え、新たに次の事項を規定すること。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

② 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

③ 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

④ その役員又は政令で定める使用人のうちに①から③までに該当する者がある者

⑤ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

⑥ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

⑦ 営業所又は事務所に貸金業務取扱主任者を置かない者

⑧ 貸金業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

3 留意事項

内閣総理大臣又は都道府県知事が、貸金業者の登録やその取消等に際し、暴力団排除条項等の該当の有無について、警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴く規定が置かれたことに合わせて留意されたい（第6参照）。

第2 取立て、広告等に関する行為規制の強化

1 趣旨

ヤミ金融事犯は、一部の新聞・雑誌等への広告、ビラ・チラシの配布、立看板の掲

出等の様々な手段で借り手への広告・勧誘を行っており、これが被害の増加の一因となっている。

また、債権の取立てに関して、夜間の取立て、勤務先への架電等の過酷な方法が行われており、これが、現在、社会問題となっているところである。

これらの事情を踏まえ、今回の改正法においては、貸金業者によるこれらの行為等の規制を強化するとともに、取立て行為の規制等は、無登録業者についても適用することとされたものである。

2 概要

(1) 広告及び勧誘の規制

ア 無登録業者の広告等の規制(貸金業法第11条第2項及び第49条第2号関係)

貸金業者以外の者は、貸金業を営む旨の表示をし、又は貸金業を営む目的をもって広告若しくは勧誘をしてはならないものとするとともに、違反者は、100万円以下の罰金に処するものとすること。

イ 貸付条件の広告等の規制(貸金業法第15条第1項及び第2項並びに第49条第5号及び第6号関係)

① 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、貸付けの利率等を表示又は説明しなければならないものとするとともに、違反者は100万円以下の罰金に処するものとすること。

② 貸金業者は、広告し、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録を送付して勧誘するときは、営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先であって内閣府令で定めるものについて、貸金業者登録簿に登録されたもの以外のものを表示してはならないものとするとともに、違反者は100万円以下の罰金に処するものとすること。

ウ 誇大な貸付条件の広告等の規制(貸金業法第16条第1項及び第48条第3号関係)

貸金業者は、その業務に関し広告又は勧誘をするときは、利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならないものとするとともに、違反者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとすること。

(2) 取立て行為の規制

ア 取立てに当たって禁止される行為の明確化(貸金業法第21条第1項関係)

現在「人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない」と規定されている第21条第1項について、より具体的な行為類型の例を挙げて明確に規定するものとすること。具体的な行為類型は以下のとおり。

① 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者又は保証人(以下「債務者等」という。)に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の

居宅を訪問すること。

- ② 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。
- ③ はり紙、立看板その他何らの方法をもってするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。
- ④ 債務者等に対し、他の貸金業を営む者（貸金業の登録業者及び無登録業者をいう。以下同じ。）からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することをみだりに要求すること。
- ⑤ 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することをみだりに要求すること。
- ⑥ 債務者等が貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

イ 書面等による取立て行為の規制（貸金業法第21条第2項及び第49条第8号関係）

貸金業を営む者又は債権の取立てについて貸金業を営む者等から委託を受けた者は、債務者又は保証人に対し支払を催告するために書面又は電磁的記録を送付するときは、これに、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号等の事項を記載し、又は記録しなければならないものとするとともに、違反者は100万円以下の罰金に処するものとすること。

（3） 貸金業法第3章の規定の無登録業者への適用（貸金業法第20条、第21条及び第24条の6関係）

貸金業規制法第3章の規定のうち、白紙委任状の取得の制限（第20条）、取立て行為の規制（第21条）、債権譲渡等の規制のうち通知に関する規定及び譲受人等への準用規定（第24条の6）について、貸金業の登録業者だけでなく、無登録業者、無登録業者から債権を譲り受けた者等についても適用するものとすること。

（4） 貸金業者に対するその他の行為規制の新設等

ア 証明書の携帯（貸金業法第13条の2及び第49条第3号関係）

貸金業者は、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させては

ならないものとするとともに、違反者は100万円以下の罰金に処するものとすること。

イ 暴力団員等の使用の禁止（貸金業法第13条の3及び第48条第2号関係）

貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならないものとするとともに、違反者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。

ウ 暴力団員等への債権譲渡等の禁止（貸金業法第24条第3項、第24条の2第3項、第24条の3第3項並びに第48条第6号、第7号及び第8号関係）

貸金業者は、暴力団員等の取立て制限者に対し、債権の譲渡等、保証契約の締結又は債務の弁済の委託をしてはならないものとし、違反者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。

エ 名義貸しの禁止の要件の改正（貸金業法第12条及び第47条第3号関係）

名義貸しが禁止される主体を「貸金業者」から「第三条第一項の登録を受けた者」に、処罰される主体を「第十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者」から「第十二条の規定に違反した者」に改正すること。

(5) 高金利の要求罪の新設（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）第5条第3項及び改正法附則第16条関係）

出資法第5条に規定する上限金利を超える利息の契約及び受領の処罰に加え、新たにそのような利息の支払を要求する行為についても刑事罰の対象とすること

（日賦貸金業者及び電話担保金融に関し上限金利を超える利息の支払を要求する行為についても同様に刑事罰の対象とすること）。

3 留意事項

2 (1) ア、(2) ア及びイ並びに(5)については無登録業者に対しても適用されること、高金利の要求罪については必ずしも要求時に貸付け契約の存在を必要とするものではないことに留意し、積極的な適用に配意されたい。

なお、2(1)ア、(4)エ及び(5)については、9月1日から施行されるので、同日以降に行われた行為について適用されることに留意されたい。

第3 貸金業務取扱主任者の制度の創設

1 趣旨

今回の改正法においては、登録要件の厳格化を図るとともに、すべての貸金業者に対してあらためて法令遵守を徹底し、適正な営業体制を確立させるべきことから、貸金業者に、各営業所又は事務所ごとに、貸金業務取扱主任者を選任し研修等を受けさせる等の制度を創設することとされたものである。

2 概要

(1) 貸金業務取扱主任者の設置等

ア 貸金業務取扱主任者の設置（貸金業法第24条の7第1項及び第49条第10号関係）

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸金

業の業務に従事する者のうちから貸金業務取扱主任者を選任し、その者に、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が貸金業に関する法令の規定を遵守してその業務を適正に実施するために必要な助言又は指導を行わせなければならないものとし、選任義務の違反者は100万円以下の罰金に処すること。

イ 貸金業務取扱主任者研修（貸金業法第24条の7第2項、第5項、第6項及び第7項関係）

貸金業務取扱主任者は、貸金業者の欠格事由に該当しない者から貸金業者が選任し、都道府県知事が行う貸金業に関する法令に関する知識その他の貸金業務取扱主任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修を受けなければならないものとすること。

(2) 営業所又は事務所における掲示事項等への貸金業務取扱主任者の氏名の追加（貸金業法第14条第4号及び第24条の7第4項並びに第49条第4号及び第11号関係）

営業所又は事務所における掲示事項に貸金業務取扱主任者の氏名を加えるものとし、貸金業者は、その業務を行うに当たり相手方の請求があったときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならないものとし、違反者は100万円以下の罰金に処すること。

3 留意事項

暴力団員等は、貸金業務取扱主任者になることができないこととされており、その点につき、内閣総理大臣又は都道府県知事が、貸金業務取扱主任者が暴力団員等であるか否かについて、警察庁長官又は警察本部長に意見を聞く規定が置かれたことに合わせて留意されたい（第6参照）。

第4 高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効化（貸金業規制法第42条の2関係）

1 趣旨

ヤミ金融事犯による高金利の金銭の貸付けの債務者を民事的に救済することを目的として、年109.5%を超える利息（業者であると個人であるとを問わず超えることができない法定の上限金利）を内容とする貸付契約を無効化することとされたものである。

2 概要

貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約において、年109.5パーセント（閏年については年109.8パーセント）を超える割合による利息の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とするものとすること。

3 留意事項

債務者は、本条により利息の支払い義務はなくなるものの、元本についてはなお、本条によれば不当利得として返還する必要がある。しかし、一方で、民事事件の裁判において、業者の行為が極めて悪質である場合など、貸付け自体が公序良俗に反し、元本が民法上の不法原因給付に該当するものとされて、元本を返還する必要がないと判断される場合もあるので、その点につき、誤解のないようにされたい。

また、ヤミ金融事犯に関する相談等において、当規定の相談者等への周知の徹底にも合わせて配意されたい。

なお、この規定は、9月1日から施行されるところ、同日より前に締結された契約については適用されないことに留意されたい。

第5 罰則の強化

1 趣旨

ヤミ金融事犯に対する罰則である出資法の高金利の受領等の罪、貸金業法の無登録営業等の罪については、検挙されても実際には軽い刑が科されるにとどまっていることから、今回の改正法においては法定刑の引上げを行い、重罰化によりヤミ金融事犯の抑止を図ることとされたものである。

2 概要

(1) 法定刑の引上げ（出資法第5条、第8条及び第9条並びに貸金業法第47条、第47条の2、第48条第4号及び第5号及び第51条関係）

ア 出資法違反の高金利の受領等に対する法定刑を、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科（法人は、300万円以下の罰金）から、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科（法人は、3000万円以下の罰金）に引き上げること。

イ 貸金業法違反の無登録営業等に対する法定刑を、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科（法人は、300万円以下の罰金）から、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科（法人は、1億円以下の罰金）に引き上げること。

ウ 貸金業規制法第21条第1項違反に対する法定刑を、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科から、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科に引き上げること。

エ 貸金業規制法上の契約内容を明らかにする書面又は受取証書の不交付の罪及び白紙委任状の取得の制限違反の罪を、100万円以下の罰金から、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科に引き上げること。

3 留意事項

今回の重罰化によるヤミ金融事犯の抑止効果が上がるよう、ヤミ金融事犯の立件に際しては、たとえば、高金利の契約又は受領の罪は構成要件上法定金利を上回る利息の契約又は当該利息の受領ごとに一罪が成立し、これを数個行えば併合罪となることに留意し、併合罪としての処断により可能な限り多額の罰金が科されるよう配意されたい。

なお、これらの法定刑の引上げの規定については、9月1日から施行されるところ、同日以降に行われた行為について適用されることに留意されたい。

第6 警察の意見陳述規定等の創設

1 趣旨

貸金業が、金銭債権の取立てにおける暴力団の威力の悪用等により、暴力団の大

きな資金源となっているところ、暴力団を貸金業から排除するため、今回貸金業の登録拒否要件に暴力団排除条項を置くこととされた（第1参照）ほか、内閣総理大臣等が貸金業の登録等の際に、警察庁長官又は警察本部長が、暴力団排除等の観点から意見を述べることとされ、また、貸金業からの暴力団排除を目的として、債権の取立てを行っている者に対して警察職員が質問できることとされたものである。

2 概要

(1) 登録等に関する意見聴取等

ア 貸金業者の登録時における意見聴取（貸金業法第44条の3第1項関係）

内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業者の登録をしようとするときは、暴力団排除条項（第1の2（1）イ②、④（②に係るものに限る。）、⑤、⑥及び⑦。以下同じ。）に該当する事由の有無について、内閣総理大臣は警察庁長官に、都道府県知事は警察本部長に意見を聞くものとすること。

イ 貸金業者の登録の取消し時等における意見聴取（貸金業法第44条の3第2項関係）

内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業者の登録の取消し等をしようとするときは、暴力団排除条項に該当する事由の有無又は取立て行為等の規制（第2の2（2）ア並びに（4）イ及びウ）に違反する事実の有無について、内閣総理大臣は警察庁長官に、都道府県知事は警察本部長に意見を聞くことができることとすること。

ウ 内閣総理大臣等への意見（貸金業法第44条の4関係）

警察庁長官又は警察本部長は、貸金業者について、暴力団排除条項に該当する事由又は取立て行為等の規制に違反する事実があると疑うに足りる相当の理由があるため、内閣総理大臣又は都道府県知事が必要な措置をとることが必要であると認める場合には、警察庁長官は内閣総理大臣に、警察本部長は都道府県知事に意見を述べることができることとすること。

(2) 取立てを行う者に対する質問（貸金業法第44条の5及び第48条第13号関係）

警察本部長は、貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てが行われていると認められ、その債権の取立者について暴力団排除条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、（1）の意見陳述に必要であると認められる場合には、その都道府県警察の警察職員に、その者に対し、貸金業者の商号等、その取立者の氏名及び取立者が弁済を受領する権限を有することを示す事実について質問させることができることとし、質問に答弁せず又は虚偽の答弁をした者は1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとすること。

3 留意事項

（2）については、質問を行う時点でその要件が満たされる限り、警察本部長は、無登録業者の債権の取立てを行っている者に対しても、その警察職員に質問させることができることに留意されたい。

なお、この規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定

める日から施行されることとされていることに留意されたい。

第7 その他

警察の関係では、改正法の附則第11条において、

政府は、違法な貸金業を営む者に対する警察の取締りの強化、これらの者による被害の防止及び救済に関する相談等についての関係当局及び関係団体等の体制の強化及び充実、過剰な貸付け及び安易な借入れの防止のための貸金業者による適正な情報開示及び消費者教育の充実その他資金需要者の保護のために必要な措置について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

と規定されたことに留意されたい。

	改 正 後	現 行
目次		
第三章 業務（第十三条—第二十四条の六）	第三章 業務（第十三条—第二十四条の五）	
第三章の二 貸金業務取扱主任者（第二十四条の七）		
第六章 雜則（第四十二条の二—第四十六条）	第六章 雜則（第四十三条—第四十六条）	
（登録の申請）	（登録の申請）	
第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。	第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。	
一〇五 （略）	一〇五 （同上）	
六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者（第二十四条の七第一項に規定する者をいう。第十四条において同じ。）の氏名	（新設）	
七 その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの		
八・九 （略）	六・七 （同上）	
2 前項の申請書には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければなら	

一 第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 法人である場合においては、その役員及び政令で定める使

用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できる

ものとして内閣府令で定める使用

三 個人である場合においては、その者及び政令で定める使用

人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるも

のとして内閣府令で定める書類の写し

四 営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

(登録の拒否)

第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (同上)

三 第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第百二号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（

ない。

二号）の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは當

平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

七 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

八 (略)

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

十三 営業所又は事務所について第二十四条の七に規定する要件を欠く者

十四 貸金業を遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者(資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事

該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

(新設)

(新設)

(同上)

六 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

由がある者を除く。)

2 (略)

(変更の届出)

第八条 貸金業者は、第四条第一項各号（第五号及び第七号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするとき（前条各号の一に該当することとなる場合を除く。）は、あらかじめ、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第八号から第十号まで又は第十三号のいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

3 第一項の規定による届出には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(無登録営業等の禁止)

第十二条 (略)

2 第三条第一項の登録を受けない者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 貸金業を営む旨の表示すること。
- 二 貸金業を営む目的をもつて、広告をし、又は貸付けの契約の締結について勧誘すること。
- 3 (略)

(名義貸しの禁止)

2 (同上)

(変更の届出)

第八条 貸金業者は、第四条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき（前条各号の一に該当することとなる場合を除く。）は、あらかじめ、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第六号から第八号までの一に該当する場合を除き、届出があつた事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(無登録営業等の禁止)

第十三条 (同上)

(新設)

2 (同上)

(名義貸しの禁止)

第十二条 貸金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

(過剰貸付け等の禁止)

第十三条 (同上)

(新設)

(新設)

(貸付条件等の掲示)

第十二条 第三条第一項の登録を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

(過剰貸付け等の禁止)

第十三条 (略)

2 貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならない。

(証明書の携帯)

第十三条の二 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

(暴力団員等の使用の禁止)

第十三条の三 貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

(貸付条件等の掲示)

第十四条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

一～三 (略)

四 貸金業務取扱主任者の氏名

五 (略)

六 (略)

第十四条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

一～三 (同上)

四 (新設) (同上)

五 (新設) (同上)

(貸付条件の広告)

第十五条 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

(新設)

一 貸付けの利率

二 日賦貸金業者である場合にあつては、前条第四号に掲げる

事項

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(新設) (誇大広告の禁止)

第十六条 貸金業者は、その業務に関して広告をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(新設)

(書面の交付)

第十七条 (新設) (同上)

一～七 (同上)

(貸付条件の広告等)

第十五条 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
- 二 貸付けの利率（市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合には、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの）
- 三 日賦貸金業者である場合にあつては、前条第五号に掲げる事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 五 貸金業者は、前項に規定する広告をし、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条第二項において同じ。）を送付して勧誘（広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）をするときは、電話番号その他連絡先等であつて内閣府令で定めるものについては、これに貸金業者登録簿に登録された第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録してはならない。

(誇大広告等の禁止)

第十六条 貸金業者は、その業務に関する広告又は勧誘をすると

八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第四号に掲げる事項

九 (同上)

一～五 (同上)

六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第四号に掲げる事項

二 (同上)

三・四 (同上)

七 (同上)

(受取証書の交付)

第十八条 (略)

一・二 (略)

三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十条において同じ。）

四～六 (略)

2 (白紙委任状の取得の制限)

第二十条 貸金業者は、貸付けの契約について、債務者又は保証人から、これらの者が当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面（以下「委任状」という。）を取得する場合においては、当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率その他内閣府令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権

きは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものより著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、その業務に関する広告又は勧誘をするときは、次の各号に掲げる表示又は説明をしてはならない。

- 一 顧客を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明
- 二 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明

三 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者の借入意欲をそそるような表示又は説明

四 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

- 3 貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないよう努めなければならない。

(書面の交付)

第十七条 (略)

一〇七 (略)

八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項

九 (略)

2 (略)

一〇五 (略)

2 (新設)

の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

二十四条 (同上)

二 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十

二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）

は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十

二条及び前項中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該債権を譲り受けたとき」と、「その契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「その相手方」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の

六　日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲

げる事項

七
(略)

(受取証書の交付)

第十八纂

三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの

金額。次条第一十一条及び第二十一条第一項において同じ。

2 四六

(白紙委任状の取得の制限)

第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者又

は保証人（以下この章において「債務者等」という。）から、これらの者が当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面（以下「委任状」という。）を取得する場合においては、当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率その他内閣府令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から

「契約年月日」と、同項第三号中「金額」とあるのは「金額及び譲り受けた債権の額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「保証契約を締結したとき」とあるのは「保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該譲り受けた債権について保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」と、「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日」及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「譲り受けた債権の額及び貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約について」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該債権を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と

委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し又は次の各号に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

三 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

四 債務者等に対し、他の貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達すること。

五 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することをみだりに要求すること。

六 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該

、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該債権を譲り受けた者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「貸付けに係る契約に基づく債権」とあるのは「当該譲り受けた債権」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり第二十一条第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

4 （同上）
（保証等に係る求償権等の行使の規制）

第二十四条の二 （同上）

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで及び第四十二条の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、保証業者が貸金業者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業者の当該貸付けに係る契約若

債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

2
貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく
債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
三 契約年月日

四 五 貸付けの金額 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債 七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
前項に定めるもののほか、賃金業を営む者又は賃金業

前項に定むるに依り貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債

者その他の者が委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

(債権譲渡等の規制)

第二十四条

しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下「保証等に係る求償権等」という。）を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を取得したとき」と、「その契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約について」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る」、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保

第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十二条及び前項中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該債権を譲り受けたとき」と、「その契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「その相手方」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「金額」とあるのは「金額及び譲り受けた債権の額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、同項各号」とあるのは「保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「貸金業者の商号」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第二十二条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等」

証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「貸金業者の商号」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等」

えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、第十八条第一項中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者」及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「譲り受けた債権の額及び貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約について」と、第二十一条中「貸金業を営む者又は貸金業を営む者の」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る」と、「貸金業を営む者その他の者」とあるのは「当該債権を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「債権を譲り受けた者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「金額」とあるのは「金額及び譲り受けた債権の額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「当該債権を譲り受けた者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所

所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合において、その保証業者が保証等に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯すおそれがある者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該保証契約の締結をしてはならない。

4 （同上）

（受託弁済に係る求償権等の行使の規制）

第二十四条の三 （同上）

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで及び第四十二条の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、貸金業者の委託を受けて当該貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下「受託弁済に係る求償権等」という。）を取得した場合における当該弁済をした者（当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取得した保証業者を除く。以下「受託弁済者」という。）について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは「受託弁済者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結

営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所)を有するもの」と、前項中「貸付けに係る契約に基づく債権」とあるのは「当該譲り受けた債権」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」という。）をしようとする場合にお

いて、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるとときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

一 暴力団員等

二　暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、第二十一条
第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反
し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯
すおそれがある者

(保証等に係る求償権等の行使の規制)

第一十四条の二

第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで及び第四十二条の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、保証業者が貸金業者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（第二十

る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について、」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該受託弁済者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該受託弁済者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託しようとする場合において、その相手方が受託弁済に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等处罚に関する

の二第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者は」と、「貸付けの契約について」とあり、及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者は」と、「貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等」と、「貸金業を営む者その他の者」とあるのは「当該保証業者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「保証業者の商号」とあるのは「保証業者の商号」と、「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「

る法律の罪を犯すおそれがある者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該弁済の後取立て制限者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該弁済の委託をしてはならない。

4 （同上）
(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」と、「その契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「

付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を當む者の商号」とあるのは「当該保証業者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を取得した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあっては、住所又は居所）を有するもの」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合において、その保証業者が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるとときは、当該保証契約の締結等をしてはならない。

一 暴力団員等
二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 保証等に係る求償権等の取立てに当たり、前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

4 （略）

（受託弁済に係る求償権等の行使の規制）

第一十四条の三 （略）

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで及び第四

保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る保証契約を締結したとき」と、「当該保証契約」とあるのは「新たに保証契約を締結したとき」と、「当該保証契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約

十二条の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、貸金業者の委託を受けて当該貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（第二十四条の六を除き、以下「受託弁済に係る求償権等」という。）を得した場合における当該弁済をした者（当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取得した保証業者を除く。以下「受託弁済者」という。）について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは「受託弁済者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を取得したとき」と、「その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る契約について」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号

の貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあり、及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約に係る保証等における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「保証業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者」と読み替えるものとする。

（受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制）

第二十四条の五（同上）

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。こ

「とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第三号中「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る貸付けの契約の貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る貸付けの契約年月日」と、同項第四号中「受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約について」と、「当該貸付けに係る契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等」と、「貸金業を営む者の他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同条第二項第一号中「貸金業を営む者の他の者」とあるのは「当該受託弁済者その他の者」と、

の場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条条中「貸金業者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたとき」と、「その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等と、その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた第一項各

商号」とあるのは「受託弁済者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「当該受託弁済者の商号」と第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者であつては、住所又は居所）を有するもの」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託しようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるとときは、当該弁済の委託をしてはならない。

一 暴力団員等

二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 受託弁済に係る求償権等の取立てに当たり、前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかで

号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について、」とあり、及び「当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁済に係る求償権等を取得

ある者

4 (略)

(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)

第二十四条の四 (略)

二 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十
二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当
証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）

は、保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保
証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。この場
合において、第十七条、第十八条第一項及び第二十二条中「貸
金業者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者
は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき
」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を譲り受けたとき」
と、「その契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と
、「その相手方」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係
る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」
とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証
等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求
償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項
第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の
譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該
保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」
と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る
求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係
る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約
について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と
、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権

(新設)

第二十五条 (同上)
(貸金業協会)

3 2 (同上)
第一～三 (同上)

四 貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸金業
の業務に従事する者に対する研修

五・六 (同上)

(貸金業の業務に関する研修)

第二十九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業者の営業所又は
事務所の営業の主任者その他貸金業の業務に従事する者に対し
、その業務に必要な知識及び能力その他の事項についての研修
を実施しなければならない。

(業務の停止)

第三十六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受け
た貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸
金業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は
一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項、第十一条第二項、第十二条、第十四条から
第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項
、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項又は第二十

した者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又
は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するも
の」と、前項中「受託弁済者」とあるのは「受託弁済に係る求
償権等を譲り受けた者」と読み替えるものとする。

等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「当該保証契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」と、「貸付けの契約について係る求償権等を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について」であり、及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」こと、「当該貸付けの契約に

等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「当該保証契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」と、「貸付けの契約について係る求償権等を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について」であり、「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」こと、「当該貸付けの契約に

四条の五第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二（八）（同上）

九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。
(登録の取消し)

第三十七条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消さなければならない。

一 第六条第一項第一号又は第四号から第八号までの一に該当するに至ったとき。

二 第七条各号の一に該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 （同上）

(新設)

四 前条各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

2 (同上)

(新設)

(新設)

おける貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等」と、「貸金業を営む者その他の者」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「貸金業を営む者その他の者」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号」とあり受けた者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあっては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「保証業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者」と読み替えるものとする。

（受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制）

（新設）
（内閣府令への委任）

第四十六条（同上）

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、二（同上）

三、四（同上）

第三十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

（新設）

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、二（新設）

（新設）

二、三（新設）

（新設）

三、二十二条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、一百万円以下の罰金に処する。

第二十四条の五 (略)

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十

二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当

証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）

は、受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該

受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。こ

の場合において、第十七条、第十八条第一項及び第二十二条中

「貸金業者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受

けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結し

たとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受け

たとき」と、「その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求

償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る

求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中

「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受け

た者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業

者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に

係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年

月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約

の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは

「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権

等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中

「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該受託弁済に係

る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは

「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当

該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「

貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるの

は「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されて

いるとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号

一 (同上)

(新設)

二 第十四条又は第十五条の規定に違反した者

(新設)

三 第十七条第一項から第四項まで又は第十八条第一項（第二

十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二

項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において

これらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して

書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載し

ない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 (同上)

五 第二十条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第

二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条

の五第二項において準用する場合を含む。以下この号におい

て同じ。）の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記

載しない委任状を取得した者

六 第二十二条（第二十四条第二項、第二十四条の二第一

二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第

二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第

二十三条の規定に違反した者

七 第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条の五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

「とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「

当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「

貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は「当該受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「

貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「

当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償

権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について、」とあり、及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等」と、「貸金業を営む者その他の者」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者」と、「

(新設)

八(同上)

第五十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一(同上)

二 第八条第三項において準用する第四条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

第五十一条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(新設)

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

、貸付けの契約に基づく債権」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等」と、同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは、「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは、「都道府県知事は、受託弁済に係る求償権等を取得した者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあっては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「受託弁済者」とあるのは、「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と読み替えるものとする。

（準用）

第二十四条の六 第二十四条第一項の規定は貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条において同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、第二十四条第二項の規定は貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、第二十四条の二第一項の規定は貸金業を営む者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について、同条第二項の規定は保証業者が貸

金業を営む者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業を営む者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下の条において「保証等に係る求償権等」という。）を取得した場合について、第二十四条の三第一項の規定は貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について、同条第二項の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（以下この条において「受託弁済に係る求償権等」という。）を取得した場合（保証業者が当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取得した場合を除く。）について、第二十四条の四第一項の規定は保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、同条第二項の規定は保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、前条第一項の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等（保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。以下この条において同じ。）を他人に譲渡する場合について、前条第二項の規定は受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十四条第一項及び第二項前段、第二十四条の二第一項及び第二項前段、第二十四条の三第一項及び第二項前段、第二十四条の四第一項並びに前条第一項中「貸金業者」とあるのは「貸金業を営む者」と、第二十四条第一項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及びこの項の規定（抵当証券法（昭和六年法律第十

五号) 第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、「とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに第二十四条の六において準用するこの項の規定(「と、同条第二項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十
七条の規定を除く。)」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに第二十四条の六において準用する前項の規定」と、第二
十四条の二第一項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二
十二条まで、第二十四条の四第一項及び第四十二条の規定(抵
当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権に
ついては第十七条の規定を除き、「とあるのは「第二十条及び
第二十一条並びに第二十四条の六において準用する第二十四条
の四第一項の規定(「と、同条第二項中「第十七条、第十八条
、第二十条から第二十二条まで及び第四十二条の規定(抵当証
券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権につい
ては、第十七条の規定を除く。)」とあるのは「第二十条及び
第二十二条の規定」と、第二十四条の三第一項中「第十七条、
第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十四条の五第一
項及び第四十二条の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する
抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、「
とあるのは「第二十条及び第二十二条の規定(抵当証券に記載された債権については、第十
七条の規定を除く。)」とあるのは「第二十条及び第二十
二条の規定(「と、同条第一項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二

条まで、第四十二条及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、「」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに第二十四条の六において準用するこの項の規定」と、同条第二項中「第十七条、第十八条、第十九条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに第二十四条の六において準用する前項の規定」と、前条第一項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、「」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに次条において準用するこの項の規定」と、同条第二項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに次条において準用する前項の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三章の二 貸金業務取扱主任者

第二十四条の七 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する者のうちから次項及び第七項の規定に適合する貸金業務取扱主任者を選任し、その者に、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が貸金業に関する法令の規定を遵守してその業務を適正に実施するために

必要な助言又は指導を行わせなければならない。

2 貸金業務取扱主任者は、第六条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

3 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が第一項の職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならず、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならぬ。

4 貸金業者は、その業務を行うに当たり相手方の請求があつたときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。

5 貸金業者は、貸金業務取扱主任者を選任した場合には、当該選任の日から起算して六月以内に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、貸金業務取扱主任者研修（都道府県知事が行う貸金業に関する法令に関する知識その他の貸金業務取扱主任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。以下この条において同じ。）を受けさせなければならない。ただし、その者が選任の日前次項の内閣府令で定める期間内に貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、この限りでない。

6 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、当該貸金業務取扱主任者研修を受けた日から内閣府令で定める期間を経過する日までの間に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、新たに貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならない。

7 第五項の規定により貸金業者が貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならないこととされている貸金業務取扱主任者が同項本文の規定による貸金業務取扱主任者研修を受けること

なく貸金業務取扱主任者でなくなつた場合には、その後任の貸金業務取扱主任者は、貸金業務取扱主任者研修を受けた日から前項の内閣府令で定める期間を経過しない者でなければならぬ。

8 貸金業者は、貸金業務取扱主任者に第五項又は第六項の規定により貸金業務取扱主任者研修を受けさせたときは、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

9 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が選任した貸金業務取扱主任者がその職務に關し貸金業に関する法令の規定に違反した場合においてその情状により貸金業務取扱主任者として不適当であると認めるときは、当該貸金業者に対し、当該貸金業務取扱主任者の解任を勧告することができる。

・ 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、次条に規定する貸金業協会、第三十三條に規定する全国貸金業協会連合会その他の団体であつて、貸金業務取扱主任者研修を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして内閣総理大臣が指定するものに、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる。

(貸金業協会)

第二十五条 (略)

3 2 (略)

1～3 (略)

四 貸金業の業務に從事する者に対する研修

五・六 (略)

(貸金業の業務に関する研修)

第二十九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業の業務に従事する者に対し、その業務に必要な知識及び能力その他の事項についての研修を実施しなければならない。

(業務の停止)

第三十六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項、第十一條第三項、第十三條第二項、第十三条の二、第十四条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第十七条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第一項、第四項から第六項まで若しくは第八項の規定に違反したとき。

二～八 (略)

九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑

法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

(登録の取消し)

第三十七条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消さなければならない。

一

第六条第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至つたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 第七条各号のいずれかに該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 (略)

四 第十二条の規定に違反したとき。

五 第十三条の三の規定に違反したとき。

六 前条各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による業務の停止の处分に違反したとき。

2 (略)

(高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効)

第四十二条の二 貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付する契約を含む。）において、年百分九・五ペーセント（二月二十九日を含む一年については年百分八ペーセントとし、一日当たりについては〇・三ペーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。）の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第四項から第七項までの規定は、前項の利息の契約について準用する。

(登録等に関する意見聴取)

第四十四条の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第五条第一項の登録をしようとするときは第六条第一項第六号又は第八号から第十三号までに該当する事由（同項第八号から第十号まで又は第十三号に該当する事由にあつては、同項第六号に係るものに限る。以下「意見陳述事由」という。）、第八条第二項の登録をしようとするときは第六条第一項第八号から第十号まで又は第十三号に該当する事由（同項第六号に係るものに限る。）の有無について、内閣総理大臣にあつては警察庁長官、都道府県知事にあつては警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聴くものとする。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三十六条の規定による命令又は第三十七条第一項の規定による登録の取消しをしようとするときは、意見陳述事由又は第十三条の三、第二十一条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項、第二十四条の二第三項若しくは第二十四条の三第三項の規定に違反する事実（次条において「意見陳述事実」という。）の有無について、内閣総理大臣にあつては警察庁長官、都道府県知事については警察本部長の意見を聞くことができる。

(内閣総理大臣等への意見)

第四十四条の四 警察庁長官又は警察本部長は、貸金業者について

て、意見陳述事由又は意見陳述事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣又は都道府県知事が当該貸金業者に対し適切な措置をとることが必要であると認める場合には、警察庁長官につては内閣総理大臣、警察本部長につては都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(取立てを行う者に対する質問)

第四十四条の五 警察本部長は、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者による貸付けの契約に基づく債権の取立てが行われているものと認められ、その取立てを行う者について意見陳述事由があると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、警察庁長官又は警察本部長が前二条の規定に基づき意見を述べるために必要であると認められる場合には、当該都道府県警察の警察職員に、その取立てを行う者に対し、貸金業者の商号、名称又は氏名並びにその取立てを行う者の氏名及びその弁済受領権限の基礎となる事実について質問させることができる。

2 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(経過措置)

第四十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(命令への委任)

第四十六条 (略)

2 第四十四条の三から第四十四条の五までの規定により警察庁長官又は警察本部長の権限に属する事務を実施するために必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、二 (略)

三 第十二条の規定に違反した者

四 (略)

第四十七条の二 第二十一条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項（第二十四条の六においてこれら）の規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

一 第十一条第三項の規定に違反した者

二 第十三条の三の規定に違反した者

三 第十六条第一項の規定に違反した者

四 第十七条又は第十八条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽

の記載をした書面を交付した者

五 第二十条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項（第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記載しない委任状を取得した者

（削る）

六 第二十四条第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をした者

七 第二十四条の二第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結した者

八 第二十四条の三第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した者

九（十二）（略）

十三 第四十四条の五第一項の規定による質問に対しても答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第十一条第二項の規定に違反した者

三	第十三条の二の規定に違反した者
四	第十四条に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をした者
五	第五条第一項に規定する事項を表示若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をした者
六	第十五条第二項の規定に違反した者 (削る)
七	(略) (削る)
八	第二十一条第二項若しくは第三項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項(第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は第二十三条の規定に違反した者
九	第二十四条第一項(同条第二項(第二十四条の六において準用する場合を含む。)及び第二十四条の六において準用する場合を含む。)、第二十四条の二第一項(第二十四条の六において準用する場合を含む。)、第二十四条の三第一項(

		第二十四条の六において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項（同条第二項（第二十四条の六において準用する場合を含む。）及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）又は第二十四条の五第一項（同条第二項（第二十四条の六において準用する場合を含む。）及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
十	第二十四条の七第一項の規定に違反して、貸金業務取扱主任者を選任しなかつた者	
十一	第二十四条の七第四項の規定に違反した者	
十二	（略）	
		第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一	（略）	
二	第八条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者	
		第五十一条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対しても各本条の罰金刑を科する。
一	第四十七条 一億円以下の罰金刑	
二	第四十七条の二から前条まで 各本条の罰金刑	
2	前項の規定により第四十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の規定の罪に	

3 | ついての時効の期間による。

人格のない社団又は財団について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

改 正 案

現 行

（高金利の処罰）

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が

業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十九・二パーセント（二月二十九日を含む一年については年二十九・二八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項に規定する割合を超える割合による利息を受

領し、又はその支払を要求した者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前三項の規定の適用については、貸付けの期間が十

五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。

（高金利の処罰）

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2

前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十九・二パーセント（二月二十九日を含む一年については年二十九・二八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（新設）

前二項の規定の適用については、貸付けの期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。

3

前二項の規定の適用については、貸付けの期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。

5

第一項から第三項までの規定の適用については、利息を天引する方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息を計算するものとする。

一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合には、元利金のうち当初の元本を超える金額を利息とみなして第一項から第三項までの規定を適用する。

6

金銭の貸付けを行ふ者がその貸付けに關し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に關し受ける元本以外の金銭についても、同様に利息とみなして第三項の規定を適用する。

(その他の罰則)

第八条 何らの名義をもつてするを問わず、また、いかなる方法をもつてするを問わず、第五条第一項から第三項までの規定に係る禁止を免れる行為をした者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 何らの名義をもつてするを問わず、また、いかなる方法をもつてするを問わず、前号に掲げる規定に係る禁止を免れる行為をした者

4

第一項及び第二項の規定の適用については、利息を天引する方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息を計算するものとする。

一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合には、元利金のうち当初の元本を超える金額を利息とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。

5

金銭の貸付けを行ふ者がその貸付けに關し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。

(その他の罰則)

第八条 (新設)

左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (同上)

二 何らの名義をもつてするを問わず、また、いかなる方法をもつてするを問わず、第一条、第二条第一項、第三条、第四条第一項又は第五条第一項若しく

(略)

第九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五条第一項から第三項まで又は前条第一項三千円以下の罰金刑

二 前条第二項（第三条に係る部分を除く。）同項の罰金刑

3 | 2 |

2 前項の規定により第五条第一項から第三項まで又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 | 2 |

3 第一項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

は第二項の規定に係る禁止を免かれる行為をした者は第二項の規定に係る禁止を免かれる行為をした者は

(同上)

第九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五条又は前条（第三条に係る部分を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五条又は前条（第三条に係る部分を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年五月一三日法律第三号）

改 正 案

附則

8 (日賦貸金業者についての特例)
日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領若しくはその支払の要求についての改正後の法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条

第二項中「二十九・二パーセント」とあるのは「五十四・七五パーセント」と、「二十九・二八パーセント」と、「二十九・二八パーセント」とあるのは「五十四・九パーセント」と、「〇・八八パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は適用しない。

(電話担保金融についての特例)

・ 電話担保金融における利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領若しくはその支払の要求についての改正後の法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、附則第三項の別に法律で定められた期間、同条第二項中「四十・〇〇四パーセント」とあるのは「五十四・七五パーセント」と、「四十・一〇一三六パーセント」とあるのは「五十四・九パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」と読み替えるものとする。

現 行

附則
(日賦貸金業者についての特例)

8 (日賦貸金業者についての特例)
日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領若しくはその支払の要求についての改正後の法第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同条中「二十九・二パーセント」とあるのは「五十四・七五パーセント」と、「二十九・二八パーセント」とあるのは「五十四・九パーセント」と、「〇・八八パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は適用しない。

(電話担保金融についての特例)

・ 電話担保金融における利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後の法第五条第二項の規定の適用については、附則第三項の別に法律で定められた期間、同条第二項中「四十・〇〇四パーセント」とあるのは「五十四・七五パーセント」と、「四十・一〇一三六パーセント」とあるのは「五十四・九パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」と読み替えるものとする。

[REDACTED]

別添2

改正法の施行期日一覧

平成15年9月1日から施行される規定	公布の日から起算して六月を越えない範囲内において政令で定める日（平成16年1月1日の見込み）から施行される規定
<ul style="list-style-type: none">○ 無登録業者の広告等の規制（貸金業法第11条第2項及び第49条第2号関係）○ 名義貸しの禁止の要件の改正（貸金業法第12条及び第47条第3号関係）○ 高金利の要求罪の新設（出資法第5条第3項関係）○ 高金利を定めた金銭消費貸借の契約の無効（貸金業法第42条の2関係）○ 法定期の引上げ（出資法第5条、第8条及び第9条並びに貸金業法第47条、第47条の2、第48条第4号及び第5号及び第51条関係）○ 政府による必要な措置（改正法附則第11条関係）	<ul style="list-style-type: none">○ 暴力団排除条項その他貸金業の登録要件の厳格化（貸金業法第6条第1項関係）○ 取立て、広告等に関する行為規制の強化（無登録業者の広告等の規制、名義貸しの禁止の要件の改正及び高金利の要求罪の新設に係る規定を除く。）（貸金業法第13条の2、第13条の3、第15条、第16条、第21条、第24条第3項、第24条の2第3項、第24条の3第3項、第48条第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号並びに第49条第3号、第5号、第6号及び第8号関係）○ 貸金業務取扱主任者の制度の創設（貸金業法第14条第4号、第24条の7、並びに第49条第4号、第10号及び第11号関係）○ 暴力団排除等に係る警察の意見陳述規定等の創設（貸金業法第44条の3、第44条の4、第44条の5及び第48条第13号）

別添3

○ 貸金業制度等の見直し等に関する件（衆議院財務金融委員会）

本委員会は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案を提出することに決した。本案は、深刻化するヤミ金融の被害を未然に防止するとともに、被害者の救済に資するため、所要の制度改正を行うものである。

ヤミ金融の撲滅を実現していくためには、国及び都道府県の関係当局において、体制及び連携を強化・充実して関係法令に基づく徹底した取締りを行い、厳正かつ的確に法令を適用していくことが求められる。また、関係機関及び民間団体においては、被害者のための相談体制を整備・拡充し、相互の連携を一層強化するよう努めていく必要がある。

今後、貸金業に関する制度のあり方について、実態に即したより的確な規制体系の構築及び適切な金利規制のあり方につき検討することが必要である。

右決議する。

○ 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院財政金融委員会）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 ヤミ金融の撲滅を実現していくため、国及び都道府県の関係当局において、体制及び連携を強化・充実して関係法令に基づく徹底した取締りを行い、厳正かつ的確な法令の適用を期すこと。また、関係機関及び民間団体において、被害者のための相談体制を整備・拡充し、相互の連携を一層強化することができるよう努めること。
- 一 今後、貸金業に関する制度のあり方について、実態に即したより的確な規制体系の構築及び適切な金利規制のあり方につき検討すること。

右決議する。